

更正決定要旨

被審人(住所) 不定

(氏名) A

上記被審人に対する平成25年度(判)第25号金融商品取引法違反審判事件について、平成29年4月11日付け決定に明白な誤りがあるので、下記のとおり更正決定する。

記

- 1 上記決定主文において「(1)納付すべき課徴金の額」に「金40億9605万円」とあるのを「金40億5547万円」と更正する。
- 2 上記決定別紙2の(1)①5行目及び12行目に「12,000円」とあるのを「12,270円」、同13行目に「3,600,651,500円」とあるのを「3,564,975,320円」、同②末から6行目及び末から3行目に「12,000円」とあるのを「12,270円」、同②末から5行目に「21,816,000円」とあるのを「22,306,860円」、同②末2行に「495,405,000円の合計額4,096,056,500円となる。」とあるのを「490,496,400円の合計額4,055,471,720円となる。」、別紙2の(2)2行目に「4,096,050,000円」とあるのを「4,055,470,000円」とそれぞれ更正する。
- 3 上記決定別紙1において「(課徴金の計算の基礎)」の末から2行目に「審判手続開始決定書に記載のとおり」とあるのを「別紙2記載のとおり」と更正する。

平成30年1月16日

金融庁長官 森 信 親